

平成21年6月23日

新百合ヶ丘総合病院建設事業に係る条例環境影響評価審査書の公告について
(お知らせ)

標記指定開発行為について、川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第25条の規定に基づき条例環境影響評価審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

- 1 指定開発行為者
医療法人社団 三成会
理事長 渡邊 一夫
福島県須賀川市南上町123番の1
- 2 指定開発行為の名称及び所在地
新百合ヶ丘総合病院建設事業
川崎市麻生区古沢字都古255-7番地 他
- 3 条例環境影響評価審査書公告年月日
平成21年6月23日(火)
- 4 問い合わせ先
新百合ヶ丘総合病院開設準備室
東京都千代田区大手町2-2-1 東京クリニック内
03-3516-7151

(環境局環境評価室 担当)
電話 044-200-2156

新百合ヶ丘総合病院建設事業に係る条例環境影響評価審査書

平成 21 年 6 月
川 崎 市

はじめに

新百合ヶ丘総合病院建設事業（以下「指定開発行為」という。）は、医療法人社団三成会（以下「指定開発行為者」という。）が、麻生区古沢字都古 255-7 番地ほか約 5.3ha の区域において、総合病院を建設し、併せて公共施設（道路及び緑地）を整備するものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、平成 20 年 11 月 25 日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があったことから、指定開発行為者が作成した条例見解書の提出を受け、これを公告、縦覧した。

さらに、関係住民からの申出に基づき公聴会を開催した。これらの結果をもって、川崎市環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、平成 21 年 6 月 10 日に答申を得た。

市では、この答申を踏まえ、本審査書を作成したものである。

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名 称：医療法人社団 三成会
代表者：理事長 渡邊 一夫
住 所：福島県須賀川市南上町 123 番の 1

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：新百合ヶ丘総合病院建設事業
種 類：都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為（第 2 種行為）
（川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第 1 の 1 の項に該当）

(3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎市麻生区古沢字都古 255-7 番地 他
区域面積：約 52,800 m²（市街化調整区域）

(4) 計画の概要

ア 目 的

総合病院の建設及び公共施設の整備

イ 土地利用計画

土地利用区分		面 積	構成比
計画建物等 ^{注)}		約 6,740 m ²	約 12.8%
緑地	保全緑地	約 13,200 m ²	約 25.0%
	新設緑地	約 7,050 m ²	約 13.4%
擁壁等		約 5,900 m ²	約 11.1%
駐車場・その他		約 10,570 m ²	約 20.0%
通 路		約 3,000 m ²	約 5.7%
公共用地	緑地（提供緑地）	約 3,170 m ²	約 6.0%
	取付道路等	約 3,170 m ²	約 6.0%
合 計		約 52,800 m ²	100.0%

注) 計画建物等には、病院棟（約 6,220 m²）、ドライエリア（約 480 m²）、
ガスボンベ庫（約 40 m²）の面積を含んでいる。

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、総合病院の建設及び公共施設の整備事業であり、工事中の大気質、騒音、振動、交通安全対策や供用時の騒音等、計画地周辺に対する生活環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置等に加え、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、関係住民の問合せ窓口等について周知を図ること。

(2) 個別事項

ア 大気質

建設機械の稼働に伴う大気質の長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間98%値）が0.046ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の2%除外値）が0.062mg/m³で、いずれも環境基準（二酸化窒素：0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質：0.10mg/m³以下）を満足すると予測している。また、建設機械のピーク稼働時における短期将来濃度（1時間値）の最大値は、二酸化窒素が0.195ppmで、中央公害対策審議会答申による短期曝露の指針値（0.1～0.2ppm）を満足し、浮遊粒子状物質は0.056mg/m³で、環境基準（0.20mg/m³以下）を満足すると予測している。さらに、排出ガス対策型建設機械の使用に努めることや、建設機械の集中稼働を避け効率的な稼働に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間98%値）が0.042ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の2%除外値）が0.065mg/m³で、いずれも環境基準を満足すると予測している。さらに、工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

一方、供用時における吸収式冷温水発生器の稼働に伴う二酸化窒素の最大値は、長期将来濃度（日平均値の年間98%値）が0.038ppmで、環境基準を満足すると予測し、短期将来濃度（1時間値）は0.0257ppmで、短期曝露の指針値を満足すると予測している。さらに、設備機器の整備、点検の徹底や適切な燃焼管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

また、施設関連車両の走行に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日

平均値の年間 98%値) が 0.042ppm、浮遊粒子状物質 (日平均値の 2%除外値) が 0.063mg/m³で、いずれも環境基準を満足すると予測している。さらに、来院者や職員に対して、公共交通機関及びシャトルバスの利用を促すなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

しかしながら、計画地及び車両ルートが住宅等に近接していること、建設機械のピーク稼働時における二酸化窒素の短期将来濃度が短期曝露の指針値の上限値に近いと予測していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

イ 水質 (公共用水域)

本計画では、仮設沈砂池を設けて濁水処理を行い、放流口において濁度の監視を行うことから、環境保全目標 (浮遊物質量 : 70 mg/L 以下) を満足すると予測している。さらに、仮設沈砂池の堆積土砂を定期的に除去し、容量確保に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、公共用水域の水質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

この評価は概ね妥当である。

ウ 水象 (水量・流量・流出量、湧水)

(ア) 水量・流量・流出量

本計画の実施に伴い工事中の雨水流出量は 0.735 m³/秒で、現況に対する変化量は 0.216 m³/秒となり、これに対する環境保全のための措置として、台風や集中豪雨時に、仮側溝や仮沈砂池の設置など貯留量を一時的に増やすための対策を講ずることから、生活環境の保全に著しい支障はないとしている。

また、供用時の流出量は 1.046 m³/秒で、現況に対する変化量は 0.527 m³/秒となることから、特定都市河川浸水被害対策法に基づき適切な規模の雨水貯留槽を設置し、土地改変を行う区域からの流出量を許容放流量以下に抑制して放流するとともに、雨水を浸透させるため、可能な限り既存緑地の保全や新たな植栽地を確保するなどの環境保全のための措置を講ずることから、生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地には住宅等に隣接した斜面地が存在することから、雨水流出による影響を低減するため、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

(イ) 湧水

本計画の実施に伴い湧水の一部が消失するが、これらは表土層の滲水程度であり、生物の生息域としての利用も認められないことから、消失することによる影響は少ないと予測している。さらに、雨水を浸透させるため可能な限り既存の緑地の保全に努めるとともに、新たな植栽地を確保するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地及びその周辺の生物の生息環境に影響を及ぼさないとしている。

この評価は概ね妥当である。

エ 地形・地質（斜面安定）

本計画の実施に伴う斜面の安定性については、切土斜面及び盛土斜面ともに必要な安全率（常時：1.5 以上、地震時：1.2 以上）を満足すると予測し、さらに、台風、集中豪雨時には、シートによる法面保護や土嚢の設置による養生を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、本計画は大規模造成地に該当することから、盛土全体を考慮した安全率を確保すること。また、工事の実施に当たっては、市関係部署と十分協議すること。

オ 植物

植物相及び植物群落については、改変に伴い、改変区域内に生育する植物種、斜面地のコナラ群落や竹林等の一部が消失するが、計画地及びその周辺にも同様の種及び生育環境が存在することなどから、植物相及び植物群落の生育環境に著しい影響を及ぼすことはないとして予測している。また、注目される植物種のタマノカンアオイ及びエビネについては、個体の一部が消失し、キンランについては林内環境の変化などにより、間接的な影響を受けると予測している。これに対し、伐開を行った部分に可能な限り緑地を設け、植生の回復を図るとともに、個体の一部が消失するタマノカンアオイ及びエビネについては、保全緑地等に移植を行うなどの環境保全のための措置を講ずるとしてしている。

これらのことから、植物の適切な保全・回復が図られるとしているが、注目される植物種の移植に当たっては、活着性の観点から、移植方法、移植場所の選定等に十分配慮すること。また、計画地及びその周辺は、多摩丘陵を特徴付ける貴重な斜面緑地が残された場所であることから、保全するコナラ群落等の適正な管理及び育成に努めること。

カ 動物

動物相については、改変に伴い生息地の一部縮小又は消失の可能性があるが、計画地及びその周辺にも同様な環境が存在するため、著しい影響はないと予測している。さらに、緑地改変を極力抑制し、伐開を行った部分については、可能な限り緑地を設け生息環境の回復を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、動物の生息環境の適切な保全・回復が図られるとしている。

しかしながら、計画地及びその周辺地域で、注目される動物種が多く確認されていることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。特に、オオタカについては、飛翔や採餌に関する行動が確認されていることから、周辺の営巣情報も踏まえた上で、生息に関する計画地の位置付けを条例環境影響評価書（以下「条例評価書」という。）で明らかにすること。

キ 生態系

本計画の実施に伴い改変区域内の丘陵上の平坦地の樹園地や畑地、斜面地の樹林地や竹林等が改変されることから、生態系を形成する基盤の一部が消失するが、計画地及びその周辺に同質の環境が広く分布していることから、それらの環境を利用すると考えられ、生態系に著しい影響を及ぼすことはないと予測している。さらに、伐開を行った部分については、可能な限り緑地を設け、生息基盤の回復を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、生態系について適切な保全・回復が図られるとしている。

しかしながら、計画地及びその周辺は、多摩丘陵を特徴付ける貴重な斜面緑地が残された場所であることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

ク 緑（緑の質、緑の量）

(ア) 緑の質

本計画における主要な植栽予定樹種の多くは、計画地の環境特性に適合し、また、植栽基盤の整備に必要な土壌量は約 2,143 m³で、適切な土壌改良を施すことにより、計画地の土壌を有効利用することが可能であると予測している。さらに、保全緑地や周辺樹林地との調和や季節感に配慮した植栽を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復育成が図られるとしている。

しかしながら、新設緑地に植栽する樹種については、計画地及び周辺地域を特徴付けるコナラ群落の構成種を主体に選定すること。また、樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮すること。

(イ) 緑の量

本計画における緑被率は44.4%で、地域別環境保全水準（43.8%）を上回り、植栽本数は「川崎市緑化指針」で定められた緑の量的水準を上回ると予測している。さらに、法面等には可能な限り張芝や種子吹付による緑化を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地の緑は、現状を活かし、かつ、回復育成が図られるとしている。

しかしながら、計画地及びその周辺は、多摩丘陵を特徴づける貴重な斜面緑地が残された場所であり、既存樹林の一層の保全が求められることから、緑被面積については、コナラ群落に留意して保全緑地の比率を高めるよう、その確保に努めること。また、新たに植栽する樹木等については、適正な管理及び育成に努めること。

ケ 騒音・振動・低周波音（騒音、振動）

(ア) 騒音

建設機械の稼働に伴う騒音レベルの最大値は82.0デシベルで、環境保全目標（85デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、低騒音型建設機械の使用や騒音の影響が少ない工法の採用に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う等価騒音レベルは、ピーク日において市道細山線が65.2～67.8デシベルで、環境基準（65デシベル以下）を超過するが、これらの地点は現況において、既に環境基準と同等以上で、工事用車両の走行による増加分は0.2デシベルと予測している。これに対し、工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障を及ぼすことはないとしている。

一方、供用時において、外調機、送風機等の施設の稼働に伴う騒音レベルの最大値は43.8デシベルで、環境保全目標（昼間：55デシベル以下、朝・夕：50デシベル以下、夜間：45デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、屋上に設置する設備機器については、遮音壁等による対策を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に

支障はないとしている。

また、施設関連車両の走行に伴う等価騒音レベルは、市道細山線が 65.2～67.8 デシベル、市道万福寺 72 号線が 60.3 デシベルで、いずれも環境基準（市道細山線：65 デシベル以下、市道万福寺 72 号線：60 デシベル以下）を超過するが、これらは現況において、既に環境基準と同等以上で、施設関連車両の走行による増加分は 0.2～0.5 デシベルと予測している。これに対し、来院者や職員に対して、公共交通機関やシャトルバスの利用を促すなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障を及ぼすことはないとしている。

しかしながら、屋外に設置する設備機器の予測に当たり、対策減音量を見込んでいることから、より具体的な騒音対策の内容を明らかにして、その根拠を明確にすること。また、計画地及び車両の走行ルートが住宅等に近接していること、車両の走行に伴う等価騒音レベルが環境基準を超過すると予測していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置をさらに徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

(イ) 振 動

建設機械の稼働に伴う振動レベルの最大値は 67.5 デシベルで、環境保全目標（75 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、低振動型建設機械の使用や振動の影響の少ない工法の採用に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う振動レベルは、ピーク日ピーク時において 37.9～44.2 デシベルで、環境保全目標（65 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

一方、施設関連車両の走行に伴う振動レベルは、ピーク時において 25.8～44.0 デシベルで、環境保全目標（65 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、来院者や職員に対して、公共交通機関やシャトルバスの利用を促すなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地及び車両の走行ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、

工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

コ 廃棄物等（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土）

(ア) 一般廃棄物

供用時における一般廃棄物の年間発生量は、可燃性廃棄物が約 84 トン、紙類が約 68 トン、厨芥類が約 58 トンで、これらについては、分別して集積・保管した後、紙類については、有効利用を図ることから再資源化率は約 25%と予測し、それ以外については、川崎市の許可を受けた業者に運搬を委託して適正に処理するとしている。さらに、環境保全のための措置として、電子カルテ等によるペーパーレス化及び来院者や職員に対する啓発活動により廃棄物の発生抑制・再利用のための意識向上を図ることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当である。

(イ) 産業廃棄物

工事中に発生する産業廃棄物は、汚泥が約 957 トン、木くずが約 764 トン、がれき類が約 404 トン等で、このうち約 94%を再資源化すると予測している。これらについては、産業廃棄物の収集運搬業や処分業の許可を受けた業者に委託し適正に処理されるとしている。さらに、産業廃棄物の分別を徹底し、極力再資源化を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、供用時における年間発生量は、廃プラスチック類が約 141 トン、ガラスくず・陶磁器くずが約 39 トン、また、感染性廃棄物等の特別管理産業廃棄物が約 136 トンで、これらのうち約 23%を再資源化すると予測している。これらについては、産業廃棄物の収集運搬業や処分業の許可を受けた業者に委託し、適正に処理されるとしている。さらに、有害物質等を含んだ産業廃棄物については、密閉性のある容器を用いるなど、その保管、収集及び運搬過程で、飛散、漏洩、浸透等による周辺環境への影響が生じないようにするなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、工事中に発生する産業廃棄物の具体的な再資源化の方法については、その実施内容を市に報告すること。

(ウ) 建設発生土

工事中に発生する建設発生土は約 103,000 m³と予測し、このうち約 31,000 m³については、場内の埋戻し土及び盛土として再利用を図り、それ以外については、処分先を指定して適正に処理するとしている。さらに、植栽基盤として有効な土壌については、計画地内に仮置し、有効利用を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、建設発生土の量の算定に当たっては、土量の変化率を考慮すること。また、処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告すること。

サ 景 観

本計画の実施に伴い計画建物が地域景観の構成要素として加わるが、計画地内の外周部の既存樹林を極力保全するとともに、建物の高さを周辺樹林と同程度の高さにすることから、地域景観の特性の変化の程度及び代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度は少ないと予測している。さらに、建物のデザインや色彩、仕上げ等に配慮するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺環境との調和が保たれるとしているが、建物の形状、外壁の色彩等については、市関係部署と協議すること。

シ 日照障害

本計画の実施に伴い日影の影響を受ける建物棟数は、冬至日の最寄りの住宅付近の地盤面において、1時間未満が24棟、1時間以上2時間未満が3棟、2時間以上3時間未満が1棟で、3時間以上の日影を受ける建物は存在しないと予測している。また、日影を低減するため計画建物の高さに配慮していることから、住環境に著しい影響を与えないとしている。

しかしながら、日影の影響を受ける建物については、その影響の程度について説明すること。

ス テレビ受信障害

本計画の実施に伴いテレビ受信障害を受ける建物棟数は、地上アナログ放送で55棟、地上デジタル放送で22棟と予測している。これに対して、障害の状況について実態調査を行い、その内容に応じて適切な改善対策を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、良好な受像画質が維持され、かつ、現状を悪化しないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、障害が発生したときの問合せ窓口を関係住民に明らかにし、その対策については確実に実施すること。

セ 地域交通（交通混雑、交通安全）

工事中の交通混雑については、工事用車両の走行に伴うピーク日ピーク時において、交通混雑度が0.774～0.851、交差点需要率が0.603で、円滑な交通処理が可能とされる交通混雑度1.0及び交通処理が可能とされる交差点需要率0.9を下回ると予測し、さらに、工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行うなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

交通安全については、工事用車両の走行ルートはマウンドアップ等により、十分な歩車分離がなされ、横断歩道には信号機が設置されていることから、歩行者の安全が確保されると予測し、さらに、工事用車両の出入口等に応じて交通整理員を配置し、歩行者の安全確保及び交通事故防止に努めるなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

一方、供用時の交通混雑については、施設関連車両の走行に伴うピーク時において、交通混雑度が0.198～0.848、交差点需要率が0.365～0.606で、円滑な交通処理が可能とされる交通混雑度1.0及び交通処理が可能とされる交差点需要率0.9を下回ると予測し、さらに、来院者や職員に対して、公共交通機関及びシャトルバスの利用を促すなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

交通安全については、施設関連車両の走行ルートに信号機のない横断歩道があることから、交通安全への配慮が必要になると予測している。これに対して、シャトルバスの運転者への交通安全教育を徹底するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地及び車両の走行ルートが住宅、駅等に近接していること、施設関連車両の走行ルートに信号機のない横断歩道があることから、事業の実施に当たっては、交通安全対策を最優先するとともに、周辺住民等に対し、事前に工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底すること。

ソ 歴史的文化的遺産

本計画の改変区域内に、周知の埋蔵文化財包蔵地が所在することから、試掘調査を実施し、遺跡が発見された場合は、川崎市教育委員会と協議を行い、適切な保全措置を講ずることから、埋蔵文化財等への影響はないと予測して

いる。また、造成工事等において遺跡が発見された場合は、川崎市教育委員会と協議を行い、適切な保存措置を講ずることから、価値ある歴史的文化財について保全が図られるとしている。

この評価は概ね妥当である。

タ 安全

本計画では、危険物、毒物・劇物及び高圧ガスを取扱うことから、関係法令等に基づき、各物質の取扱い及び保管・管理について万全な安全対策を講じ、適切な防災体制を確立するとしている。また、同様の安全対策を講じている施設において、これまで事故等の安全に関する問題は生じていないことから、事故防止及び安全対策が図られるとしている。さらに、各物質の取扱いにおける有害危険性、緊急時の対応など安全確保のための組織体制の確立、マニュアル等の整備を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、人の健康の保護と安全確保に必要な事故防止及び安全管理が図られるとしている。

この評価は概ね妥当である。

チ 温室効果ガス

本計画において、空調設備に大温度差水搬送方式や高効率冷凍機等の省エネルギーシステムを採用した場合の二酸化炭素の年間排出量は 6,343 トンで、標準的なシステムを採用した場合と比べて、201 トン（約 3.1%）削減すると予測している。さらに、高効率タイプの照明器具を採用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、温室効果ガスの排出量及びエネルギー使用量の抑制が図られるとしている。

しかしながら、主要な熱源施設計画に、医療施設の特徴である給湯設備が示されていないことから、その施設計画を明らかにした上で、予測評価を行い、その内容を条例評価書で明らかにすること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「ヒートアイランド現象」、「電磁波・電磁界」、「地震時等の災害」、「地球温暖化」、「酸性雨」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について、市に報告すること。

また、「エネルギー」については、建築物における省エネルギーの取組内容を具体的に示す指標を条例評価書で明らかにすることが望ましい。

(4) 事後調査に関する事項

事後調査については、工事中の「植物」及び供用時の「緑の質」を行うとしており、これらの調査項目の選定は概ね妥当であるが、条例準備書に記載した事後調査計画の内容に加え、個別事項で指摘した内容を踏まえ、計画的な事後調査を行うこと。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

平成20年11月25日	指定開発行為実施届及び条例準備書の受理
12月2日	条例準備書公告、縦覧開始
平成21年1月15日	条例準備書縦覧終了、意見書の締切り 意見書の提出 38名、94通
2月9日	条例見解書の受理
2月16日	条例見解書公告、縦覧開始
3月17日	条例見解書縦覧終了、公聴会開催申出締切り 申出者 1名
3月24日	公聴会開催公告
4月4日	公述申出締切り 公述申出者 1名
4月18日	公聴会開催 公述人 1名、傍聴人 8名
5月8日	市長から審議会に条例準備書について諮問
6月10日	審議会から市長に条例準備書について答申
6月23日	条例審査書公告、指定開発行為者あて送付

4 川崎市環境影響審議会の審議経過

平成21年5月8日	審議会（現地視察）
5月11日	審議会（事業者説明及び審議）
6月9日	審議会（答申案審議）